

令和6年度  
福島県ヤングケアラー支援者研修会

# ヤングケアラー支援のための 事例検討

---

事例検討時間：15:00～16:00

# 事例検討の進め方

**STEP1**  
15:00(3分)～

## 1 グループ内で役割分担を決める

(名簿の備考欄にグループ番号記載のメンバー。)  
進行役、報告者、記録者に役割分担してください。

**STEP2**  
15:03(7分)～

## 2 事例の読み込みと情報、課題等の整理

資料4による事例を各自読み込み、ここまでの情報で課題や本人、家族に必要なと思われる支援について考えてください。

**STEP3**  
15:10(13分)～

## 3 グループ内で情報の整理、アセスメントを行う

情報の整理: 提供された情報を整理・分類しましょう。

アセスメント: 現状の評価、今後予想されることの検討。

(事実に基づいてアセスメントをする。緊急性についても検討。)

**STEP4**  
15:23(10分)～

## 4 グループ内で支援の視点(課題解決の方向性)、連携が必要な機関や連携内容等を整理する。

支援の視点・方向性、どのような関係機関と連携や相談が必要か等を整理してください。

**STEP5**  
15:33(10分)～

## 5 数グループ発表(上記3、4について)

**STEP5**  
15:43(17分)～

## 6 最後に、助言者より事例のまとめ

# 精神疾患を持つ親のケアを行っている事例

## 【家族状況】

- 母(20代)、長男A:本児(小2年生)、長女(小1年生)の母子世帯。
- 実父は母と離婚後、音信不通である。Aさんらは、母の生活リズムや精神的な不安定さの影響を受け、遅刻や欠席、学校での不安定な感情表現が見られていた。
- 近隣に母方祖母及び母方叔母が居住している。母と母方叔母は折り合いが悪く、母方叔母からの支援を母が受け入れない状況である。
- 母方叔母も20分圏内に居住しているが、新生児を含む子5人がおり、日常的に母のケアをするのは難しい。
- 母方祖母は本児らの生活状況に懸念を示し、話を聞き入れない母に対し危機感と困り感を抱いていた。

# ケアを要する家族の状況、本児の行うケアの内容、把握・相談経路(気づきの経路)他

## 【ケアを要する家族の状況】

---

母:精神疾患(双極性障害、アルコール依存症)、下肢不自由(杖歩行)

## 【本児の行うケアの内容等】

掃除、洗濯、ネット通販の受取、母の精神的フォロー、母が失禁した際の処理

## 【把握・相談経路(気づきの経緯)】

母が、母方祖母に付き添われて生活保護相談のための機関を訪れた際に、生活保護課が母の容態を危惧。市町村こども関係部署による家庭訪問を実施し、母子の生活状況及びヤングケアラーの実態を把握した。母方祖母とも面談し、これまでの状況の確認及び支援導入を開始する。

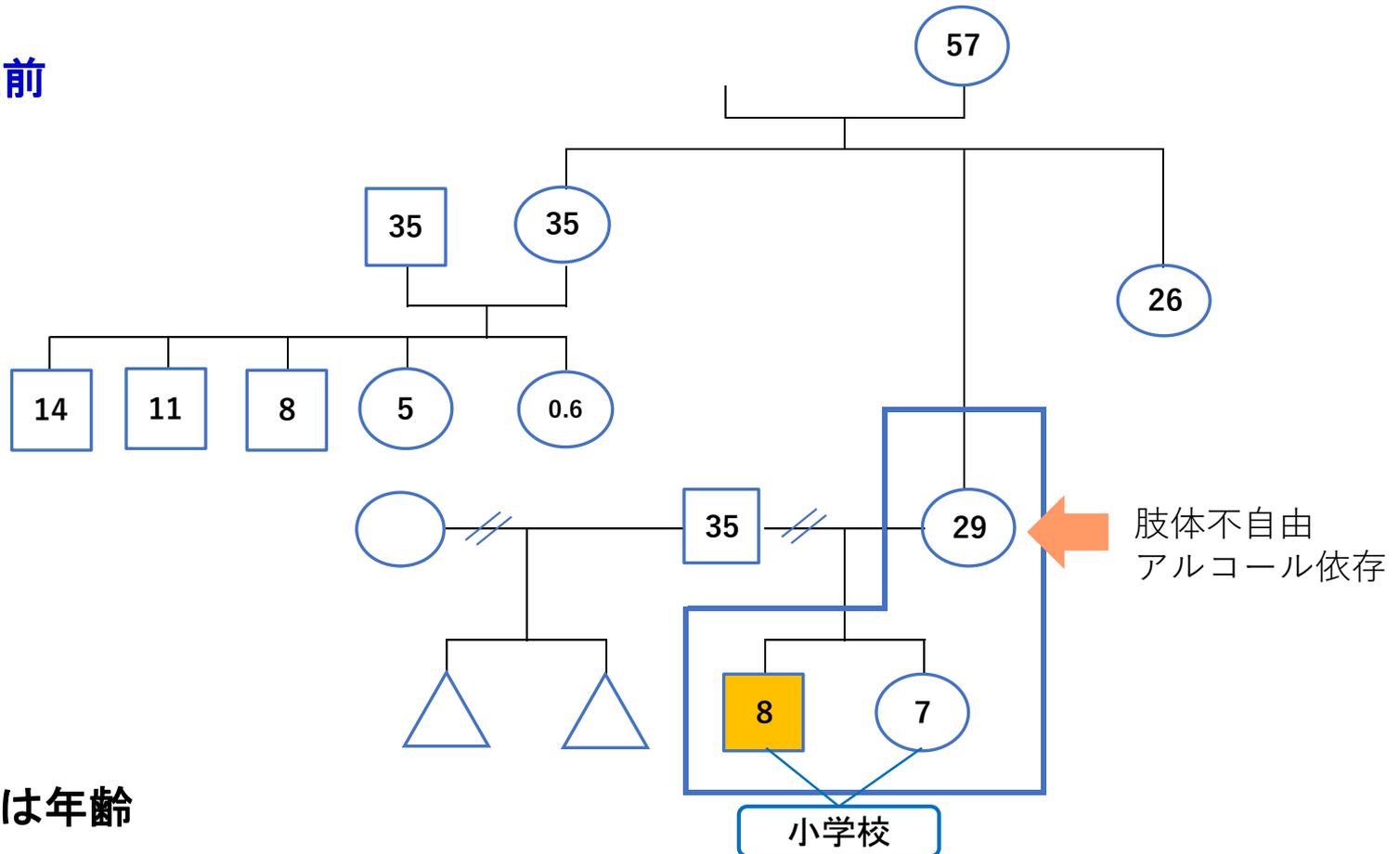
# 本人や家族の認識(意向)

- 母は、Aさんが担う家事や母のフォローがAさんにとって大きな負担になっているとは思っていない。
  - ※ 面談の際は、母子関係に他者が介入することに拒否的な態度が見られた。
- Aさんは、母のケアを行うことに違和感を持たず、当たり前だと感じていた。面談時、周囲の大人にできる支援について簡単に説明をしたところ、母にもっと元気になってほしいこと、大人の人が(家事や母のケアを)してくれるなら、そのほうがホッとすると話していた。

# ジェノグラム、エコマップ

把握当時の関係機関等からの支援・サービス利用状況:なし

支援前



# 支援の視点(課題解決の方向性)①

○把握当時の支援・サービス利用状況:なし

---

## <課題の整理、アセスメント結果>

視点  家族の状況はどうか？本児の負担はどうか？  
母の病状や認識はどうか？

- 
- 
- 
- 
-

# 支援の視点(課題解決の方向性)②

この事例では、

○支援の視点として、「**本児の負担軽減**」、「**母の病状改善及び精神的な安定の必要性**」などについて、考えてみましょう。

○調整役：市町村こども関係部署

## <支援の視点>

### ●本児の負担軽減

支援のポイント  母のケアに伴うAさんの負担軽減・家事負担軽減につながる支援、サービスを検討しましょう！

- 
- 
-

# 支援の視点(課題解決の方向性)③

## ●母の病状改善及び精神的な安定

支援のポイント  医療的見解に基づいた服薬管理支援  
による病状安定や、母の精神的な安定に向けた支援、  
サービスを検討しましょう！

- 
- 
- 

**<支援の視点>** ※上記以外の支援の視点も検討してみましよう

- 
-

# 関係機関と連携した支援・連携内容

## 関係機関と連携した支援・連携内容のポイント

---

- ① 「本児の負担軽減」のための支援、サービスを検討・導入する際に調整や連携する機関・者及び連携内容は？
- ② 「母の病状改善及び精神的な安定」のための支援や、サービスを検討、導入する際に調整や連携する機関・者及び連携内容は？
- ③ 「母は他者が介入することに拒否的である場合の支援は？

※ 福島県版ヤングケアラー支援マニュアルも参考にしながら事例検討をしましょう。

---

以下の資料は、グループ  
討議後にご覧ください。

# 支援の視点(課題解決の方向性)①

○調整役:市町村こども関係部署

---

○把握当時の支援・サービス利用状況:なし

## <支援の視点>

### ●本児の負担軽減

- ・子育て世帯訪問支援事業(ヘルパー派遣事業)や養育支援訪問による家事支援を行い、Aさんの家事負担を軽減する。
- ・母の障害福祉サービスを導入し、Aさんの母のケアに伴う負担を軽減する。(相談支援事業所は、母親の体調に応じて必要な障害福祉サービスを利用できるよう、市町村障害福祉課と情報を共有し、導入に向けた対応を行う。)

## 支援の視点(課題解決の方向性)②

### ●母の病状改善及び精神的な安定

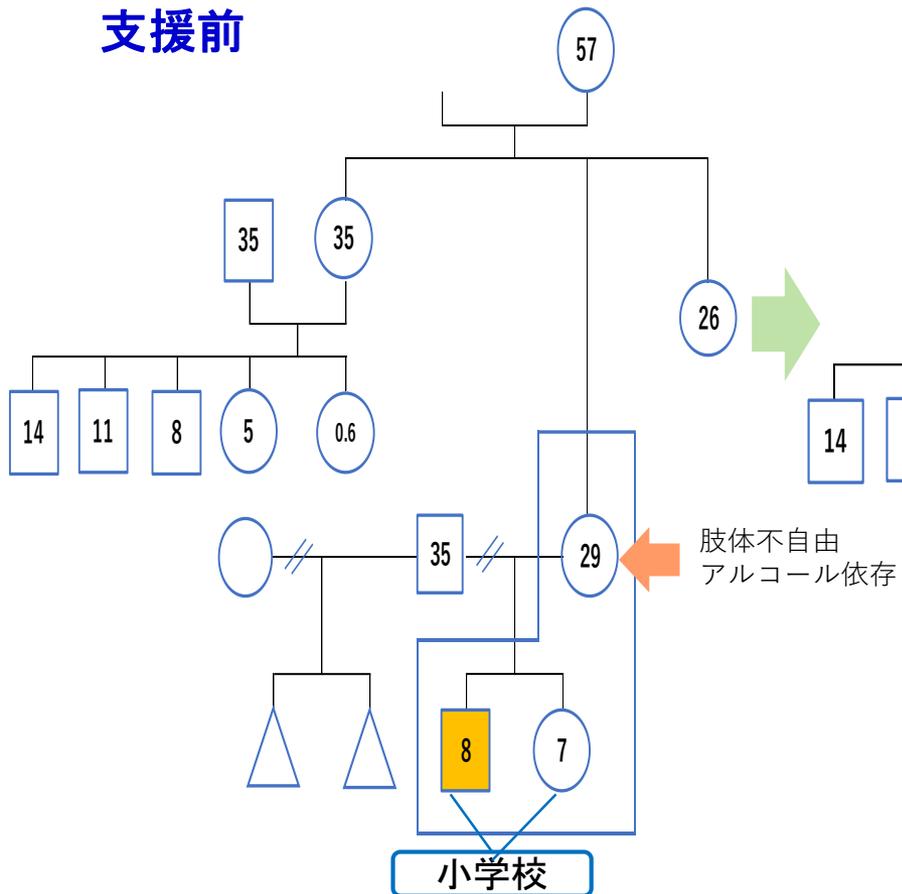
---

- ・「適切な医療機関受診」と、「訪問看護」の利用による服薬管理の支援及び精神面のケアにより、母の精神的な安定を図る。
- ・理学療法士による身体能力のリハビリケアを受け、病状改善を目指す。

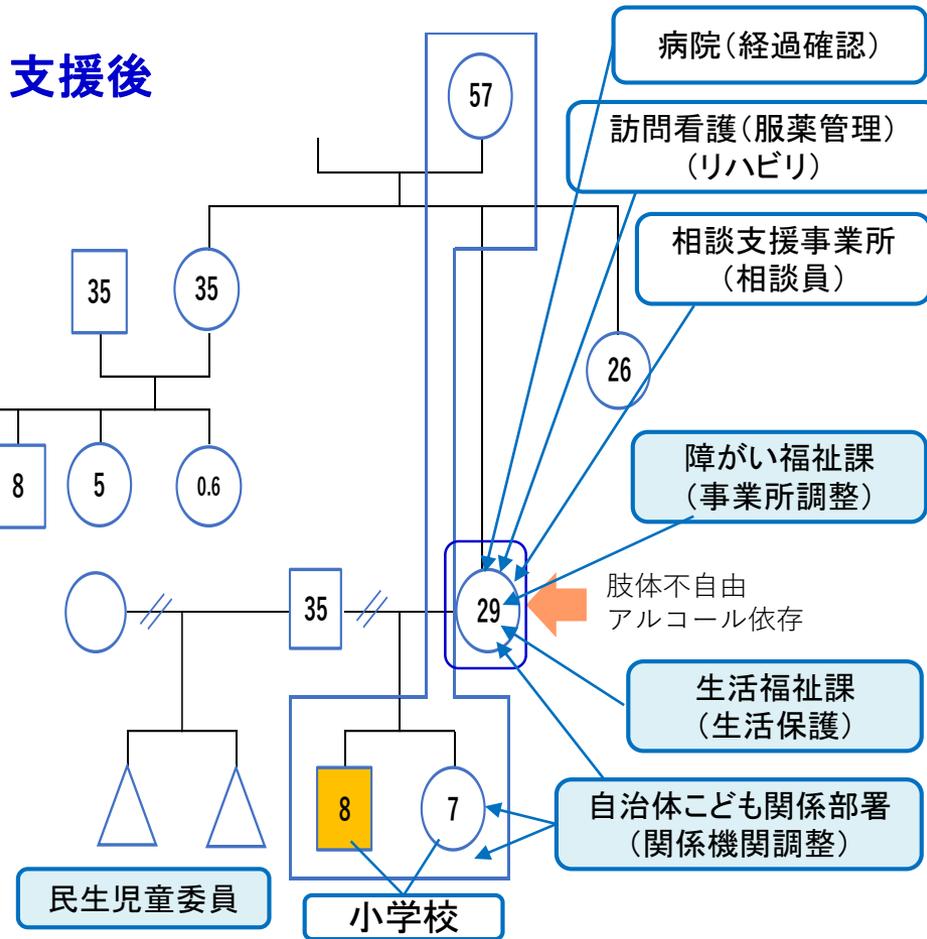
# ジェノグラム、エコマップ

# ※支援前後の変化

支援前



支援後



# 関係機関と連携した支援内容

- 総合病院への受診、母の病状改善を図る。並行して、医療的見解に基づいて行政及び医療的支援を導入するため、母と母方祖母を交えた支援者会議を実施する。
- 生活保護、養育支援訪問、訪問看護(服薬、リハビリ)を導入し、併せて障がい福祉サービス受給の手続きを進める。
- 導入後、一時的に生活状況が改善するも、母の精神状況不安定により支援拒否となる。養育支援訪問のみが支援継続となった。
- 障がい福祉サービス導入に向けた手続きも母の訪問拒否から滞りをみせ、一時停滞。母方祖母も本世帯へ自由に出入りができなくなり、外部の目が入りにくい状況になる。
- その後、母の容態が急変し、救急搬送される。アルコール摂取の影響で、臓器の一部に損傷が見られた。
- Aさんと長女は、母方祖母宅での生活となる。母が退院後、上記の経過を踏まえて母自身の生活改善に支援方針を変更し、引き続き障がい福祉サービスの導入手続きを進めている。
- 学区内にある母方祖母宅での生活を開始したAさんと長女については、学校や地域での見守りを継続することとした。

# 事例まとめ

生活保護

(精神疾患を持つ親のケアを行っている事例)

母：精神疾患

子育て世帯訪問支援事業・養育支援訪問

○ 母(20代)、長男A:本児(小2年生)、長女(小1年生)の母子世帯。

医療機関通院・服薬・リハビリ、精神科訪問看護

障害福祉サービス

○ 実父は母と離婚後、音信不通。母は、精神疾患、下肢不自由があり、失禁時は本児が処理している。母の精神的な不安定さの影響を受け、本児らは、遅刻や欠席、学校での不安定な感情表現が見られていた。

学校での見守り

地域の見守り

○ 近隣に母方祖母及び母方叔母が居住している。母と母方叔母は折り合いが悪く、母方叔母からの支援を母が受け入れない状況である。

○ 母方叔母も20分圏内に居住しているが、新生児を含む子5人がおり、日常的に母のケアをするのは難しい。

○ 母方祖母は本児らの生活状況に懸念を示し、話を聞き入れない母に対し危機感と困り感を抱いていた。

家族の理解・協力

# 支援の結果

---

支援の過程で家庭環境が大きく変化しました。現在Aさんが母のケアを担う状況はなくなりましたが、緩やかな見守りを継続することとしています。

見守りの状況を関係機関と共有することで、支援が必要になった際には、スムーズに対応することにつながります。

# <参考> 支援者の視点

## 信頼関係をどのように構築していくのか

- ヤングケアラーやその家族のおかれた状況と感情面の理解
- 二重の不安について
  - ①自分自身の直面している問題や、この先の不安
  - ②自分と向き合っている援助者が自分自身のことを理解してくれるだろうか。大切に扱ってくれるだろうか、非難しないだろうか。
- 抵抗感の理解(アンビバレント)
- アウトリーチの重要性
  - 「顕在化している利用者のみならず、潜在的ニーズを持っているサービス対象者や地域に対して、ワーカー及び機関が積極的に関わり、サービス利用を働きかけること」
- 契約利用制度はサービス利用の意向が乏しい人への援助の難しい状況をつくり出す側面が指摘されている。制度の細分化が隙間から抜け落ちる「制度の狭間」をつくり出してしまう。(個人の問題としない姿勢)

参考:12最新社会福祉士養成講座「ソーシャルワークの理論と方法」中央法規

## <参考>システム論的視点

- 家族には状態を安定させようとする機能
- 今の状態は、家族内で問題解決を図ろうとした結果
- 家族の機能不全は弱い個人に転化されやすい
  - ⇒ ヤングケアラーとして家族機能を維持
- 「原因⇒結果」という単純な因果関係ではなく循環的・円環的(様々な要因が交互に影響し合っている。)
- 誰かに問題があって現在の問題が起こっていると捉えない
  - ⇒ 原因(悪者)探しをしない
- 社会資源の活用が家族システムの変化をもたらせ、関係の変化に繋がる。
- 現時点から出発する。これからに目を向ける。
- 社会資源の活用によりヤングケアラーの負担を減らせば良いという視点だけでなく、その後の継続した支援が大切。(成長の過程にあるという理解を。)